設備投資をお考えの
お客様へ

補助金・税制を応援!!

(株)ミマキエンジニアリングでは様々な
税制、補助金に対応・応援いたします。

先端設備等導入計画
(固定資産税の特例)

固定資産税の課税標準を
ゼロ~1/2※
軽減!(3年間)
※市町村の条例で定める割合

対象事業者 資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)

対象設備 ・設備機械装置160万円以上、10年以内
・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備【減価償却資産の種類:機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア】

対象要件 ・計画期間において基準年度比で労働生産性が9%以上(年平均3%以上)向上すること ※直近の事業年度末
・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること・中古資産でないこと

適用期間 計画認定から3年間

経営力向上計画
(固定資産税の特例)

固定資産税を
1/2軽減!(3年間)

金融機関の支援

対象事業者 ・中小企業者等(資本金1億円以下、資本金もしくは出資金を有しない法人で従業員が1000人以下)
・従業員1000人以下の個人事業主

対象設備 申請企業が固定資産台帳に「機械及び装置」と区分するもの (1台の取得価格160万円以上) ※運送費、設置費含む

対象要件 ・販売からの10年以内(最新モデルである必要はありません)
・生産性が年の1%以上向上
・中古資産でないこと

適用期間 平成29年4月1日から
平成31年3月31日まで

併用申請可能!
経営力向上計画 × 中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制

(資本金3,000万円以下の中小企業)
即時償却または税額控除10%
(資本金3,000万円超1億円以下の企業)
即時償却または税額控除7%

対象事業者 青色申告をしている中小企業者等(資本金1億 円以下、資本金もしくは出資金を有しない法人で従業員が1000人以下、農業協同組合等)/従業員1000人以下の個人事業主

対象設備 申請企業が固定資産台帳に「機械及装置」と区分するもの(1台の取得価格160万円以上)/ソフトウェア (70万円以上) ※運送費、設置費含む

対象要件 販売から10年以内(最新モデルである必要はありません)/ソフトは販売から5年以内/生産性が年1%以上向上/中古資産、貸付資産でないこと/指定事業に供すること

適用期間 平成29年4 月1日から
平成31年3月31日まで

併用申請可能!
経営力向上計画 × 中小企業経営強化税制

中小企業投資促進税制

(資本金3,000万円以下の中小企業)
30%特別償却または税額控除7%
(資本金3,000万円超1億円以下の企業)
30%特別償却のみ適用

対象事業者 青色申告をしている中小企業者等(資本金1億 円以下、資本金もしくは出資金を有しない法人で従業員が1000人以下、農業協同組合等)/従業員1000人以下の個人事業主

対象設備 申請企業が固定資産台帳に「機械及装置」と区分するもの(1台の取得価格160万円以上)/ソフトウェア (70万円以上) ※運送費、設置費含む

対象要件 中古資産、貸付資産でないこと/指定事業に供すること(対象とならない事業:不動産・物品賃貸. 電気・映画除く娯楽業)

適用期間 平成29年4 月1日から
平成31年3月31日まで

併用申請可能!
経営力向上計画 × 中小企業投資促進税制

証明書取得の流れ

先端設備等導入計画

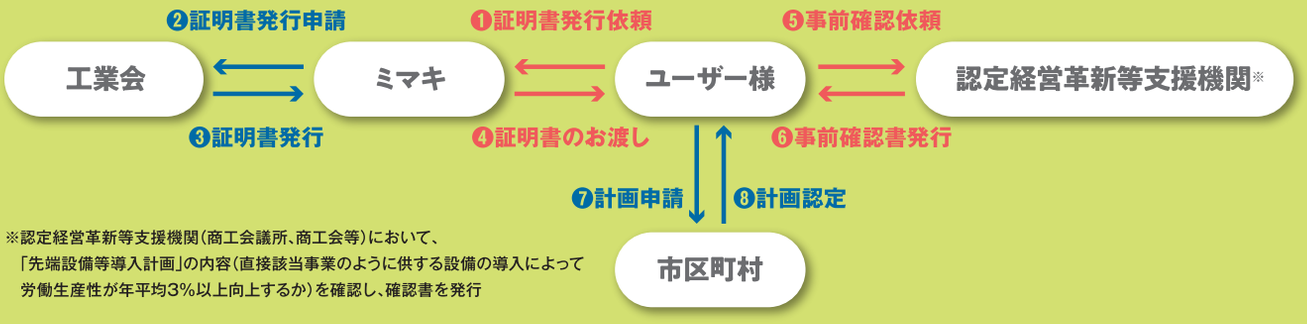

※認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、
「先端設備等導入計画」の内容（直接該当事業のように供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するか）を確認し、確認書を発行

経営力向上計画と中小企業経営強化

経営力向上計画と中小企業経営強化税制は
併用申請、同じ証明書（1枚）での適用が可能です。

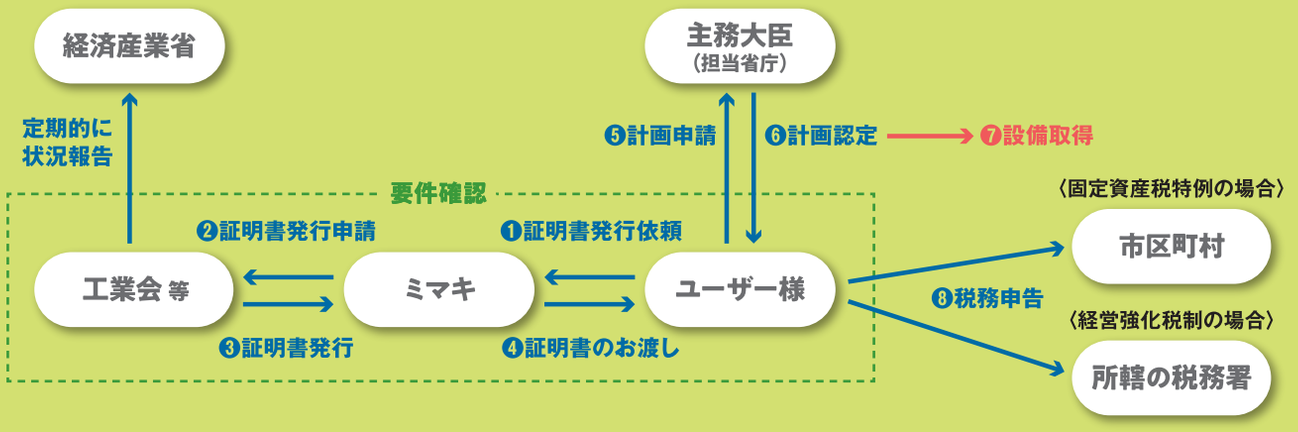

ミマキエンジニアリングの活動について

- 税制を受けるための証明書の手配をしております。
- 展示会等で税制のセミナーを開催しております。
- JPマーケティングで個別にご相談を承ります。
- 新製品の税制適応にいち早く取組んでいます。
- 優良なコンサルティング企業をご紹介することができます。

携帯電話・スマートフォン・PCからの
証明書発行依頼書の
ダウンロードはこちらから
http://bit.ly/2rpn8Pa

■経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得することが原則です。例外として設備取得が先行してしまった場合は、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。 ■「工業会による証明書」の発行はお早めに弊社営業窓口にご依頼ください。機械及び装置を取得後、通常申請書の受理から認定までは最大30日（事業分野が複数の場合は45日）を要しますので余裕のある申請をお願い致します。 ■実際の申請手続きには税理士や公認会計士様などの専門家にご確認・ご相談下さい。 ■平成29年度より証明書は「固定資産税軽減措置」と「中小企業経営強化税制」が共通(1枚)となります。主務大臣、所轄の税務署、諸町村に提出される際の証明書はコピーで問題ありません。

Mimaki 株式会社ミマキエンジニアリング
テクニカルコールセンター 0120-106-114 受付時間9:00~18:00（土日・祝日・年末年始休業日除く）

japan.mimaki.com 本社／〒389-0512 長野県東御市滋野乙2182-3

東京支社	〒141-0001 品川区北品川5-9-41 TKB御殿山ビル	Tel.03-5420-8680	長野営業所	〒389-0512 長野県東御市滋野乙1628-1	Tel.0268-64-2377
JPデモセンター	〒141-0031 品川区西五反田7-22-17 TOCビル6F	Tel.03-6371-2822	名古屋営業所	〒468-0052 名古屋市天白区井口1-309	Tel.052-807-7501
大阪支店	〒564-0062 吹田市垂水町3-36-15	Tel.06-6388-8258	京都営業所	〒601-8122 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町12-2 長谷川ビル1F	Tel.075-693-8960
札幌営業所	〒060-0031 札幌市中央区北1条東2-5-2 札幌泉第2ビル1F	Tel.011-200-5500	金沢営業所	〒920-0027 金沢市駅西新町2-12-6	Tel.076-222-5380
仙台営業所	〒984-0825 仙台市若林区古城3-10-7	Tel.022-352-5333	神戸営業所	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル1F	Tel.078-291-5598
北関東営業所	〒321-0933 栃木県宇都宮市簗瀬町1784-5	Tel.028-346-2802	広島営業所	〒731-0101 広島市安佐南区八木1-7-25	Tel.082-873-8500
さいたま営業所	〒330-0802 さいたま市大宮区宮町3-1-2 明治安田生命大宮ビル1F	Tel.048-615-0110	四国営業所	〒761-8054 高松市東ハゼ町8-6	Tel.087-814-9901
横浜営業所	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-1-9 アリーナタワー 1F	Tel.045-478-0211	福岡営業所	〒812-0041 福岡市博多区吉塚5-11-15	Tel.092-612-1355

Ver.1.1